

# こども家庭庁が示す乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の制度概要について

香取市子育て支援課



# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について①

目的：全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化すること。

- 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付制度（「乳児等のための支援給付」）としてすべての自治体において実施することとされています。
- 本事業を実施するためには、市町村長の認可が必要で、「香取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を満たす必要があります。

【対象】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満児の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等

【実施方法】 一般型…定員を別に設け、在園児と合同又は専用室にて行う  
余裕活用型※…施設の空き定員の枠を活用して行う  
※保育所、地域型保育事業所、認定こども園のみ

【利用方法】 定期利用…利用施設や日時を固定し利用する方法  
柔軟利用…利用施設や日時は固定せずに利用する方法

【利用時間】 こども一人あたり「月10時間」を上限

【利用料】 1時間当たり300円程度を標準に徴収可



# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について②

## 【こども誰でも通園制度の意義】

### こども の視点からの意義

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人とかかわる機会が得られる。
- ・同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、物や人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。

### 保護者 にとっての意義

- ・専門的な知識や技術を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- ・様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。

### 保育者 にとっての意義

- ・これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域の子どもの育ちのために広く発揮できる。

### 事業者 にとっての意義

- ・地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会との関係が広がり、地域の子どもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会で頼られる存在となる。



# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について③

【実施方法のイメージ（例）】

## 一般型

年齢	施設定員	在籍児童数	こども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	1
1歳児	10	10	2
2歳児	10	10	2

既存の「施設定員」とは別に、「こども誰でも通園制度の定員」を専用で設定するため、「在籍児童数」に関わらずいつでもこの定員で受け入れ可能。

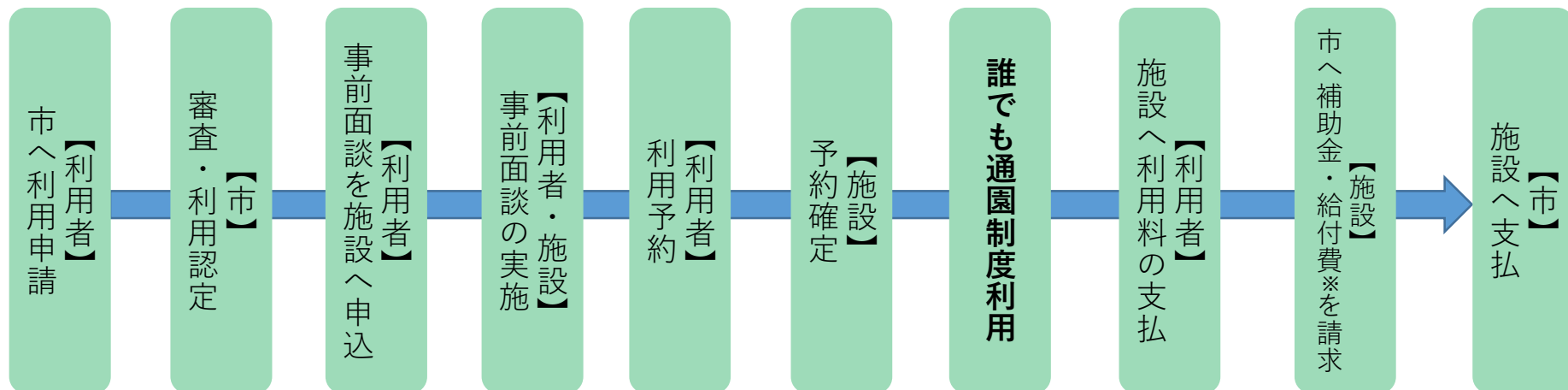
## 余裕活用型

年齢	施設定員	在籍児童数	こども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	2
1歳児	10	10	0
2歳児	10	10	0

既存の「施設定員」から、「在籍児童数」を引いた人数が、「こども誰でも通園制度の定員」となるため、「在籍児童数」によって変動します。



# 利用の流れ



※R7年度は補助金、R8年度以降は給付



# 設備運営基準

## 【根拠法令】

- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（こども家庭庁）
  - ・香取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ※上記の国基準に基づき、香取市において定めたもの

## 【面積基準（こども1人あたり）】

### 《一般型》

- 乳児室…1.65平方メートル
- ほふく室…3.3平方メートル
- 保育室…1.98平方メートル

### 《余裕活用型》

施設の区分ごとの設備及び運営基準に応じた面積

## 【職員配置基準】

### 《共通》

- 0歳児…3人につき1人以上
- 1・2歳児…6人につき1人以上

### 《一般型》

- ・保育士又は乳児等通園支援研修修了者を、1施設につき2人以上配置しなければならない（1/2以上は保育士）
- ・ただし、以下の場合は、1人とすることができる。
  - 保育所等と一体的に運営され、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
  - 利用人数が3人以下であり、保育所等の在園児と合同で実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

### 《余裕活用型》

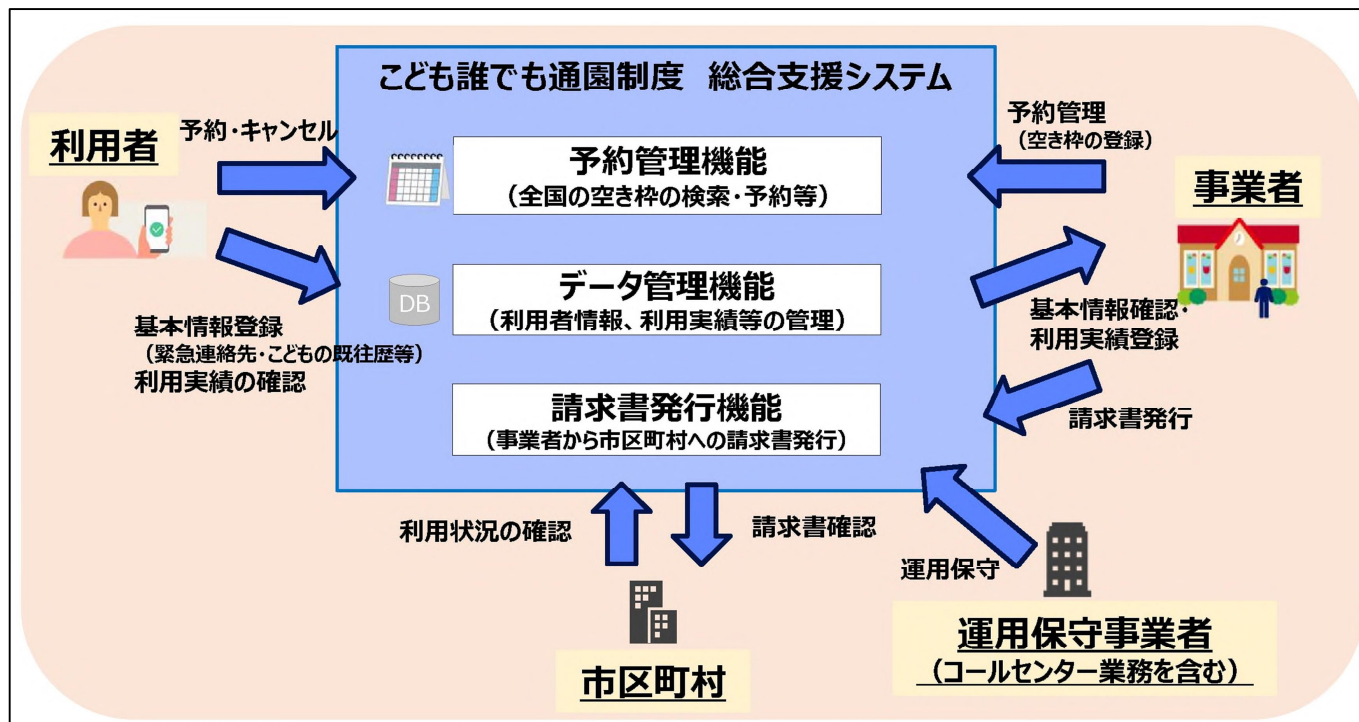
施設の区分ごとの設備及び運営基準に応じた職員配置基準



# 総合支援システムについて①

- ・令和7年度から、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、市町村・事業者・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」が国で運用開始。
- ・本システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や市への請求書発行、市は利用状況の確認や、請求書の確認を行うことができる。

## 【システム利用イメージ①】

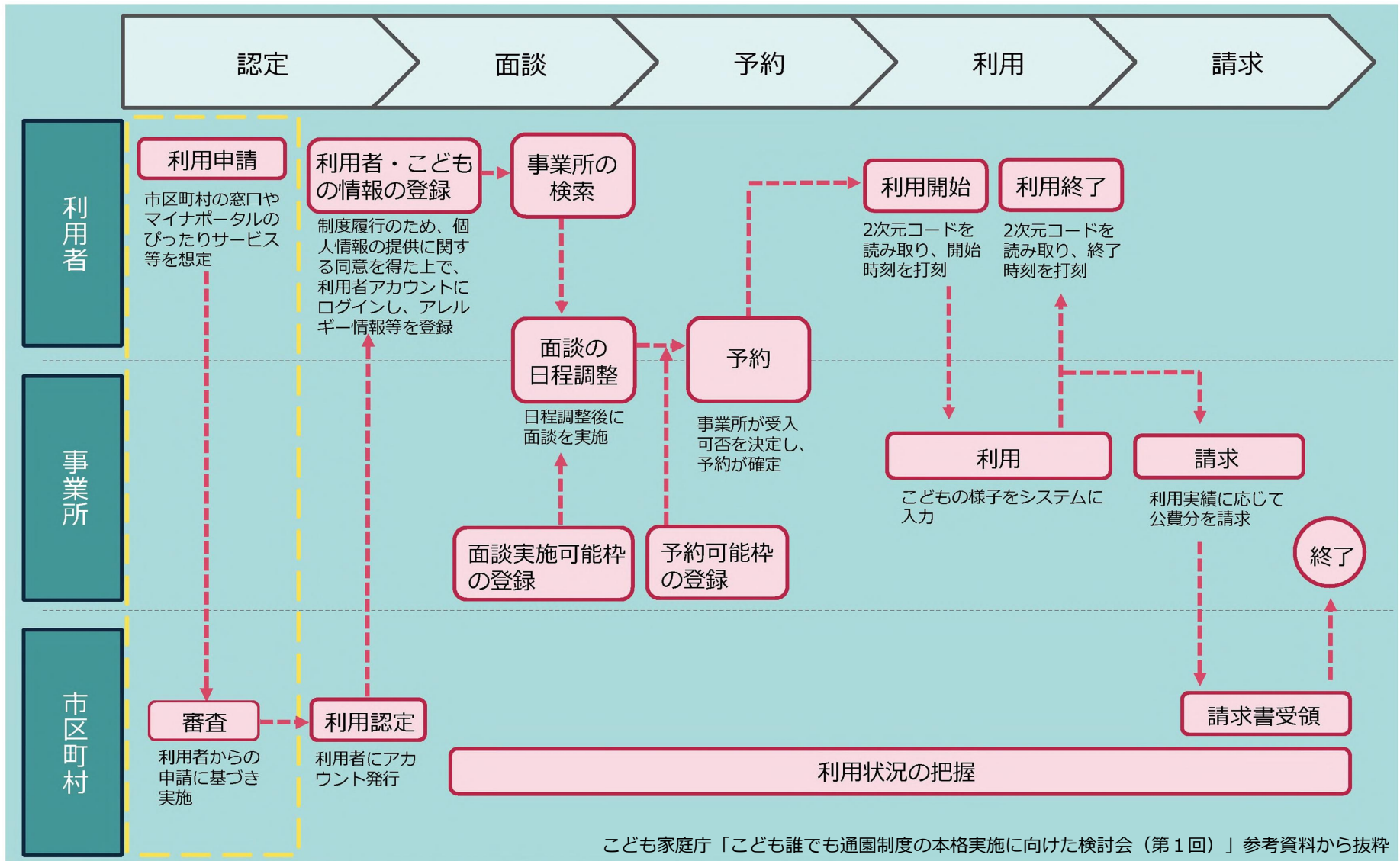


こども家庭庁「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第1回）」参考資料から抜粋



# 総合支援システムについて②

## 【システム利用イメージ②】



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、今後の機能改修において、実装を検討中。



# 香取市のこども誰でも通園制度実施施設

## 【令和7年度（R8.2.16認可）】

- ・山倉保育園（保育所）  
実施区分…余裕活用型  
利用定員…2歳児2名
- ・幼保連携型認定こども園明照保育園（認定こども園）  
実施区分…一般型（在園児合同）  
利用定員…0歳～2歳児各1名 合計3名

## 【令和8年度から実施予定】

- ・佐原めぐみこども園（認定こども園）
- ・佐原みどり幼稚園（幼稚園）
- ・あげひばり保育園（地域型保育事業所）
- ・栗源保育所（保育所）

